

高 第 9 7 3 号
平成 2 4 年 1 2 月 2 1 日

指定介護療養型医療施設管理者 様

島根県健康福祉部長
(高齢者福祉課)

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例について

健康保険法等の一部を改正する法律（昭和 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「旧介護保険法」という。）第 110 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 71 号。以下「条例」という。）については、本日公布され、同日に施行されたところです。

この条例の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、これにご留意の上、適切な運営をよろしくお願いします。

記

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）の施行により旧介護保険法の一部が改正されたことに伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものである。

2 条例の概要

次に掲げる指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備の基準を定めること。

- (1) 従事する従業者及びその員数
- (2) 病室の床面積
- (3) 入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (4) その他人員、設備及び運営に関する事項

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 条例で定める基準について

- (1) この条例で定める基準については、基本的には国の基準である「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 41 号）の規定に準じて定めたところであるが、食堂の基準については、本県の実情、関係団体等の意見を踏まえ、(2) のとおり県独自の基準とし

て定めた。

(2) 食堂の基準（県独自の基準）

国の基準で入院患者1人につき1㎡以上の広さとなっているものを「食事をするのに適した広さ」と規定した。

5 条例の解釈及び取扱い

この条例の解釈及び取扱いについては、「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第45号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「国通知」という。）に準じるものとする。ただし、食堂の基準及び非常災害に関する具体的な計画については、国通知のほか、以下のとおりとすること。

(1) 食堂の基準（条例第4条第2項第6号、第5条第2項第6号、第6条第2項第7号）

- ① 食堂の面積については、一律に定めることはせず、施設における裁量を認めるものであるが、その面積を判断する際には、食堂で食事をとることが必要な患者を、過去の実績や将来の見込み等を勘案して算出し、その人数に1㎡を乗じて得た面積以上を目安とすること。
- ② 食堂は、長い療養生活を送る中において癒しの場、気分転換をする場でもあり、できるだけ離床して食事をとることは大変重要であり、①の算出に当たってはこのような食堂の意義を十分に勘案されたい。

(2) 非常災害に関する具体的な計画（条例第30条）

国通知で定めるほか、以下の点に留意すること。

- ① 計画の作成に当たっては、施設のおかれた立地条件及び施設の実態、地域の状況も踏まえ検討を行うこと。特に、施設が土砂災害防止法に基づき指定された土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所、水防法に基づき指定された浸水想定区域、並びに津波浸水想定区域等に所在しているか否かを確認し、当該区域に所在している場合はその災害を想定した防災訓練、避難体制について計画に盛り込むこと。
- ② 計画については、緊急時の体制（連絡体制、避難誘導體制等）、避難経路、避難場所等の確保、被災後の安全確認、市町村・医療機関等との協力・連絡体制の確保など施設の実態に応じた必要な事項を定めておくこと。

6 その他

条例全文（県報号外第174号）については、県庁ホームページの島根県報ページよりダウンロードできますのでご利用ください。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/info/kenpou/>